

山口県報

平成19年
2月27日
(火曜日)

目 次

告示	一
漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(水産振興課)	一
光中央土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	二
換地処分の届出(都市計画課)	二
宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	二
建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定(建築指導課)	三
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	四
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)	四
土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課)	五
公共測量の実施(監理課)	五
教委訓令	五
山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令	五
選管告示	六
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	六
公安委告示	六
技能検定員審査の実施	六
教習指導員審査の実施	七

山口県告示第八十八号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

表中



「 増生区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山陽 小野田市大字増生の地域)	2 1 1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 に掲げる漁業以外の漁業
--	---

「 増生区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山陽 小野田市大字増生の地域)	法第百四条第二号に掲げる漁業
--	----------------

改める。

山口県告示第八十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、
光中央土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 土地区画整理組合の名称

光中央土地区画整理組合

二 事務所の所在地

光市中央六丁目三一番一〇号

三 設立認可の年月日

平成十六年十二月十日

四 変更認可の年月日

平成十九年二月二十七日

山口県告示第九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、柳井
南町土地区画整理事業施行者山口県信用農業協同組合連合会ほか二人から土地区画整理
事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年二月十三日

二 換地処分の内容

を
に

平成十九年二月十三日認可された換地計画のとおり

山口県告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市
計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画道路事業三・三・二宇部新川駅沖ノ山線

三 事業施行期間

平成十二年七月十四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市上町二丁目及び西本町一丁目

山口県告示第九十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

阿宗(1)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号

と七号を結んだ線に囲まれた区域

市名	柳井市	市名	柳井市
大字名	平郡	大字名	平郡
字名	阿宗先	字名	阿宗先
地番	二五六七の二 二五六七の三 二五五三 二五五一 二五一九 二四九四 二五三三の二	地番	二五六七の二 二五六七の三 二五五三 二五五一 二五一九 二四九四 二五三三の二
標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号	標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号

一 区域の名称
九郎坊(1)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

市名	萩市	市名	萩市
大字名	山田	大字名	山田
字名	根引 藤ヶ淵 空山 西九郎坊 空山 九郎坊 九郎坊 諏訪ヶ原	字名	根引 藤ヶ淵 空山 西九郎坊 空山 九郎坊 九郎坊 諏訪ヶ原
地番	二四七七の二 一〇八九 一〇九一 二四八一の一 一〇九八の一 一一〇四 一一〇五 一一三六 二六四一の二 二六四五の一 二六四六の四 二六四九 二六五一の二	地番	二四七七の二 一〇八九 一〇九一 二四八一の一 一〇九八の一 一一〇四 一一〇五 一一三六 二六四一の二 二六四五の一 二六四六の四 二六四九 二六五一の二
標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号	標柱番号	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号

西九郎坊	二四九七の三	十四号
"	二四八〇の一	十五号
東九郎坊	二七〇一の二	十六号

山口県告示第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第七條の三第一項及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 中間検査を行う区域

山口県の区域（下関市、宇部市及び山口市の区域を除く。）

二 中間検査を行う期間

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六條第一項又は第六條の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

三 中間検査を行う建築物

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第八十五條第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十三條の二第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

- (一) 分譲を目的とする住宅
- (二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）
- (三) 主要構造部が鉄骨造であつて、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テナント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテナント倉庫建築物を除く。）

四 特定工程

(一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造

建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事)

(二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事

(三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎ばりの配筋工事

(四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、基礎の配筋工事
五 特定工程後の工程

(一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事

(二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を被覆する工事

(三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎ばりのコンクリート打設工事

(四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、基礎のコンクリート打設工事

山口県告示第九十四号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の2中 「下関信用金庫 下関市細江町一丁目一番八号」を

「西中国信用金庫 宇部市新町六番一号」を

「吉南信用金庫 下関市細江町一丁目一番八号」に改め、

「津和野信用金庫 山口市小郡下郷二二〇一」及び

「山口県信用漁業協同組合 島根県鹿足郡津和野町大字後田口二〇七」を削り、三の(一)の4中

「角島漁業協同組合 下関市豊北町大字角島二二七一の三」を削り、三の(一)中「若しくは

大島漁業協同組合 柳井市神代四八二五の一」を削り、三の(一)中「若しくは

は本会」を削り、「出張所(」の下に「西中国信用金庫及び」を加える。



(九一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年四月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日

平成十九年二月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ウエルネス

代 表 者 の 氏 名 中野 晃伸

主たる事務所の所在地 周南市大字榎ヶ浜二四二番地六三

三 定款に記載された目的

子どもから高齢者までの地域住民に対し、心及び体の健全育成のための健康啓発事業並びに環境美化活動を通じた世代間交流を図るとともに、目的を同じくする他の団体との連帯及び連携を図る交流事業を行うことにより、地域住民が健康で、かつ、安心して安全に暮らすことのできる住みよい社会の実現に寄与すること。

(九二) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
土地改良区の名称 施行地区 事業の種類
秋穂土地改良区 第一大正地区 ため池の整備
- 二 縦覧の期間
平成十九年二月二十八日から同年三月十九日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(九三) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
土地改良区の名称 施行地区 事業の種類
柳井市土地改良区 品木の池地区 ため池の整備
- 二 縦覧の期間
平成十九年二月二十八日から同年三月十九日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(九四) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十九年二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
公共測量（一級基準点測量）
- 二 作業の地域
下関市長州出島一番地先
- 三 作業の期間
平成十九年二月十三日から同年三月三十一日まで



山口県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年二月二十七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令
山口県教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和五十二年山口県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 条例の改廃（他の法令若しくは条例の制定若しくは改廃に伴い当然必要とされる規定の整理又は用語の整理その他の形式的な変更に限る。）について知事へ意見を申し出ること。

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 教育委員会規則その他重要な規程の改廃（他の法令若しくは条例の制定若しくは改廃に伴い当然必要とされる規定の整理又は用語の整理その他の形式的な変更に限る。）に関すること。

附 則

この訓令は、平成十九年二月二十七日から施行する。

山口県選挙管理委員会告示第十七号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月二十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「阿東町大字生雲中四五二の七」を「阿東町大字生雲中三〇〇」に改める。



山口県公安委員会告示第七号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年二月二十七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大型一種)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成十九年三月二十八日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成十九年三月十二日(月曜日)から同月十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) ()

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	八千二百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千三百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考
大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成十九年二月二十七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 教習指導員審査（大型二種）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成十九年三月三十日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成十九年三月十二日（月曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 - 一万二千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千九百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千八百五十円

備考

大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成十九年二月二十七日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)